

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので
公告します。

令和6年7月16日

奈良県知事 山下 真

1. 業務概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 業務名 | 奈良県文化会館公共施設等運営事業導入準備支援業務委託 |
| (2) 業務履行場所 | 奈良県地域創造部文化振興課が指定する場所 |
| (3) 業務内容 | 奈良県文化会館公共施設等運営事業導入準備支援業務委託公募型 プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）2—（3）に示 す委託内容のとおり |
| (4) 委託料上限額 | 38,137千円（消費税及び地方消費税込み）を限度とします。 |
| (5) 履行期限 | 令和7年3月21日（金） |

2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 公告の日から本業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更正手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- (7) 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (9) 企画提案書提出時点において、奈良県会計局の所管する奈良県物品購入等競争入札参加資格者名簿の営業種目「Q4:検査・分析・調査業務」に登録されていること。
- (10) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (11) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (12) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。

- (14) (12) 及び (13) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (15) 同種の業務を過去 10 年間（平成 26 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）に受託し、同期間に履行を完了した実績を有する者であること。
- 同種業務：国又は地方公共団体との契約で「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律 117 号)に基づく事業にかかるアドバイザー業務又は導入可能性調査業務を含めた同業務の実績
- (16) 本業務責任者及び業務担当者（複数名配置する場合は代表担当者）については上記(15) 同種業務の実績を有する者とする。なお、業務責任者及び業務担当者は、兼務することはできないものとする。

3. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (2) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 企画提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (5) その他、不正な行為があったとき。

4. 手続き等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
奈良県地域創造部文化振興課
TEL：0742-27-8478

- (2) 実施要項及び奈良県文化会館公共施設等運営事業導入準備支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の交付方法並びに貸与資料の閲覧方法等

① 実施要項及び仕様書の交付方法

令和 6 年 7 月 16 日（火）から令和 6 年 8 月 14 日（水）までの間に、(1) の担当部局またはインターネットホームページ「奈良県地域創造部文化振興課」から入手するものとします。

担当部局から入手の場合は上記期間のうち土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日を除く 9 時から 17 時まで（12 時から 13 時までの間は除く。）とします。

② 貸与資料の閲覧及び貸出方法

(1) の担当部局において令和 6 年 7 月 16 日（火）から令和 6 年 8 月 14 日（水）までの間に閲覧できるものとします。また、閲覧時に申出をした者には、電子データ（CD-ROM）により貸与資料を貸し出します。

閲覧できる時間は上記期間のうち土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日を除く 9 時から 17 時まで（12 時から 13 時までの間は除く。）とします。

但し、閲覧及び貸出できるものは「仕様書 9：貸与資料 ①及び②」とします。

③ 貸与資料の返還方法

貸し出した貸与資料電子データ（CD-ROM）については、令和 6 年 8 月 14 日（水）までに返還してください。

- (3) 参加資格確認申請書、企画提案書の提出等
実施要項に示すところによります。
- (4) 受託事業者の選定
実施要項に示すところによります。

5. その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は参加者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しません。
- (3) その他については実施要項及び仕様書に示すところによります。

6. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注してください。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定の届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。